

継続家賃値上げ中止，高家賃引き下げを求める意見書

独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という）は，継続家賃の平成 26 年（2014 年）4 月 1 日改定に向けて現在その作業を進めている。

機構は 3 年ごとの家賃改定をルールとしているが，平成 21 年（2009 年）4 月の改定の際には全国の地方議会からも要請し，国土交通大臣から機構に「厳しい経済状況の考慮」を求められ延期された経緯がある。平成 23 年度（2011 年度）は，家賃収入の減収と「近傍同種家賃」との格差を理由に値上げが実施された。

機構の賃貸住宅には，年金で暮らす高齢者や低所得者も多く，収入が年々低下する中で暮らしている居住者にとって家賃は最大の出費であり，居住者の家計はさらに厳しい状況になっている。住みなれた団地に住み続けたいと願う居住者にとって，節約のできない家賃の値上げは生活不安が増大することになり，家賃改定のルールの見直しと家賃値上げの中止は切実な願いである。

また，機構の賃貸住宅は，法制上「住宅セーフティネット」に位置づけられ，都市再生機構法附帯決議は，「居住者に過大な負担にならない家賃への配慮」を機構に求めている。

よって狛江市議会は政府等に対し，衆・参両院の附帯決議事項等も踏まえ，賃貸住宅居住者が今後とも安心して生活できるよう，下記事項の実現を強く求めるものである。

記

- 1 機構は，賃貸居住者の置かれている生活実態に配慮し，平成 26 年（2014 年）4 月の家賃値上げを中止すること。
- 2 機構は，高家賃の引き下げ負担軽減を図るとともに，空き家の解消に努めること。
- 3 低所得高齢者の居住安定と子育て世帯等への施策を含め，公共住宅としてふさわしい家賃制度の確立及び家賃改定ルールの抜本的見直しを行うこと。
- 4 機構賃貸住宅の売却，削減，民営化は取りやめ，国民の居住安定第一の公共住宅政策を確立すること。

以上，地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年（2013 年）10 月 8 日

東京都狛江市議会

平成 25 年 10 月 8 日 原案可決

提出先 内閣総理大臣 国土交通大臣
独立行政法人都市再生機構理事長
衆議院議長 参議院議長